



水土里ネット

ちっぷべつだより

発行所：北海道雨竜郡秩父別町1536番地

発行者：秩父別土地改良区

理事長 境谷 博之

【地区面積 3,944ha 組合員数 182人】

祝 農地整備(経営体育成型)事業 千秋第2地区 竣工記念



道営農地整備事業千秋第2地区竣工記念式の様子。

左前列から北部耕地澤田主任、小山内係長、境谷理事長、熊谷期成会長、妹背牛町滝本町長、秩父別町大山課長、黒田代表理事組合長、後列は出席された受益者のみなさん

も く じ

発刊のご挨拶	2P	秩父別土地改良区総代任満了に伴う選挙について	7P
通常総代会	3P	新管理区設立について	8P
令和8年度収入支出予算	4P	境谷理事長北海道産業貢献賞受賞	
令和8年度一般賦課金の内訳、 賦課金等の額、徴収時期及びその方法等	5P	土地改良事業功労表彰・特別功労表彰受賞式	9P
令和8年度一般賦課金について	6P	道営千秋第2地区期成会解散総会・竣工式	10P
総代選挙の執行、役員の改選について		土地改良区からのおしらせ	11P
		事務機構図、職員人事異動	12P

URL <http://www.midori-chipbetu.jp/>





発刊のご挨拶

理事長

境 谷 博 之

発刊に当たり一言ご挨拶を申し上げます。組合員の皆様には日頃より改良区の運営及び維持管理並びに事業推進に對しまして、ご理解、ご協力を賜わり、心から感謝申し上げます。また、各市町村をはじめ、各関係機関の皆様からのご指導とご支援をいただいておりますことにも改めて感謝申し上げます。

さて、今年の天候につきましては、大変積雪が少なく、高温、多照の影響により融雪が早まり、例年よりもゆとりをもって春作業を進めることができました。しかし、五月に入り田植えの時期には強風の日が続き、営農活動に支障が出たのではないかと存じます。

コメの価格は一昨年から高騰が続いておりましたが、現在は民間在庫も多く、価格が大幅に

下落するのではないかと心配されます。巷では米価の高騰により主食をパンに切り替える人も増加していると耳にしますが、今後も日本人の主食は米であり続けるためにも、消費者と生産者がお互いに納得できる適正価格を維持し、我々農家にとつて大きな支障がないことを願うところであります。

次に、三月の通常総代会において提案通りにご承認頂きました一般賦課金の増額につきましては、昨今のアメリカのイラン攻撃による中東情勢の悪化を背景に、石油由来製品の不足が招かれていく状況であります。肥料や農業用ビニールなどの農業関連品の値上がりを始め、令和四年から続くロシアによるウクライナ侵攻の影響でエネルギー価格や電気料金も上昇し、人件

費、資材費を含めた工事金額も上昇しており、その他多くの商品が値上りを余儀なくされています。こうした状況を踏まえ、今後の土地改良区運営を見据えて慎重に協議を重ねた結果、反当一、五〇〇円の一般賦課金の増額を決定いたしました。組合員の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて管理区の再編につきましては、昨年度より協議を進めておりましたが、管理区長をはじめ管理区再編検討委員の皆様のご尽力により、計画通り三管理区への再編が出来ましたことに心より感謝申し上げます。以前までの管理区の在り方とは異なる場所もありましたが、今後の管理区運営にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、三月の総代会において次期役員及び総代の定数変更案が可決されました。役員定数は九名に変更され、うち員外の女性理事を一名新たに加え理事七名、監事は三名から二名へ減員となり、総代定数も三十五名から三〇名に減員となります。土地改良事業につきましては、

「国営総合農地防災事業雨竜川下流地区」が平成二十九年の着工から九年経過して、今年度は雨竜川右岸側の整備を行います。この工事も来年度に完了予定となっており、また、「道営農地整備事業千秋第2地区」は一〇年の施工期間を経て令和七年度に完了となりました。各関係市町村及び各関係団体の皆様のご協力により、無事に完成の運びとなりましたことに深く感謝申し上げます。さらに、来年度から新たに「道営農地整備事業南2条西地区」が採択予定であり、関係受益者の皆様にとつてより良いほ場整備になると願っております。

結びに、これからも持続可能な農業の確立に向けて、ほ場の大区画化、汎用化を実施して、農家皆様の負担軽減を目指してまいります。皆様のご健勝でのご活躍を、心からご祈念申し上げます。発刊の挨拶とさせていただきます。

令和八年 六月

通常総代会

(令和8年3月6日開催)

令和8年通常総代会を、3月6日午後1時30分から開催しました。

総代現員34名中31名の出席を得て、議長に第2選挙区の株式会社川合農場代表取締役川合雅記総代を選出、議事録記名人に第1選挙区の合田和広総代と第3選挙区の片桐章晴総代を指名し、令和8年度収入支出予算外23案件について審議が行われ、提出議案を全て原案どおり可決し、午後4時10分に閉会しました。

議案第1号	令和7年度第2回収入支出補正予算について
報告第1号	監事の監査報告について
議案第2号	令和8年度収入支出予算について
議案第3号	令和8年度賦課金等の額、徴収時期及びその方法について
議案第4号	令和8年度農地転用等に伴う地区除外等決済金の基準額、徴収時期及びその方法について
議案第5号	令和8年度地区内水田の畑地化に伴う畑地化協力金の基準額、徴収時期及びその方法について
議案第6号	令和8年度一時借入金について
議案第7号	令和8年度歳計現金の預け入れ先について
議案第8号	令和8年度役員等の報酬について
議案第9号	令和8年度積立金の費消について
議案第10号	令和8年度土地改良施設維持管理適正化事業の実施について
議案第11号	定款の一部改正について
議案第12号	役員選任規程（定款附属書）の一部改正について
議案第13号	総代選挙規程（定款附属書）の一部改正について
議案第14号	土地改良（維持管理）事業計画書の変更について
議案第15号	滝の上頭首工管理規程の一部改正について
議案第16号	八丁目頭首工管理規程の一部改正について
議案第17号	役員選任推薦会議運営規程の一部改正について
議案第18号	規約の一部改正について
議案第19号	会計細則の一部改正について
議案第20号	監査細則の一部改正について
議案第21号	役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の一部改正について
議案第22号	管理区に関する規程の一部改正について
議案第23号	かんがい用排水路施設等維持管理規程の一部改正について
議案第24号	財産（土地）の用途廃止及び処分並びに取得について

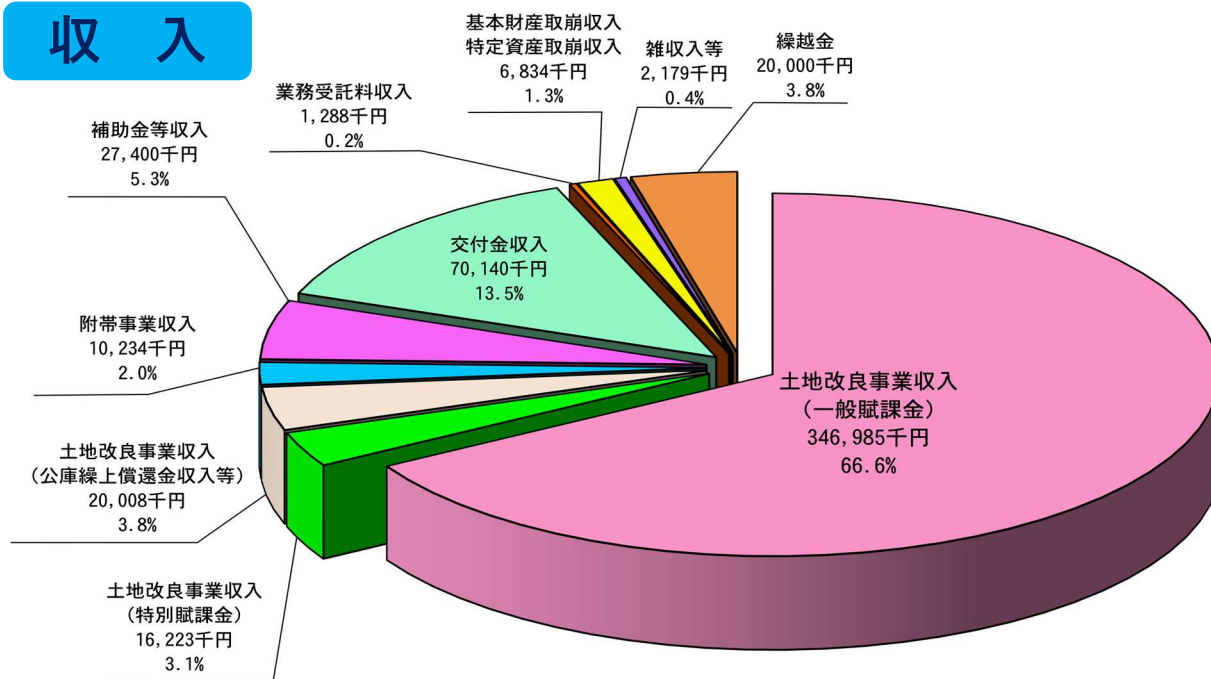


【議長に第2選挙区(株)川合農場 代表取締役 川合雅記総代が選出されました】

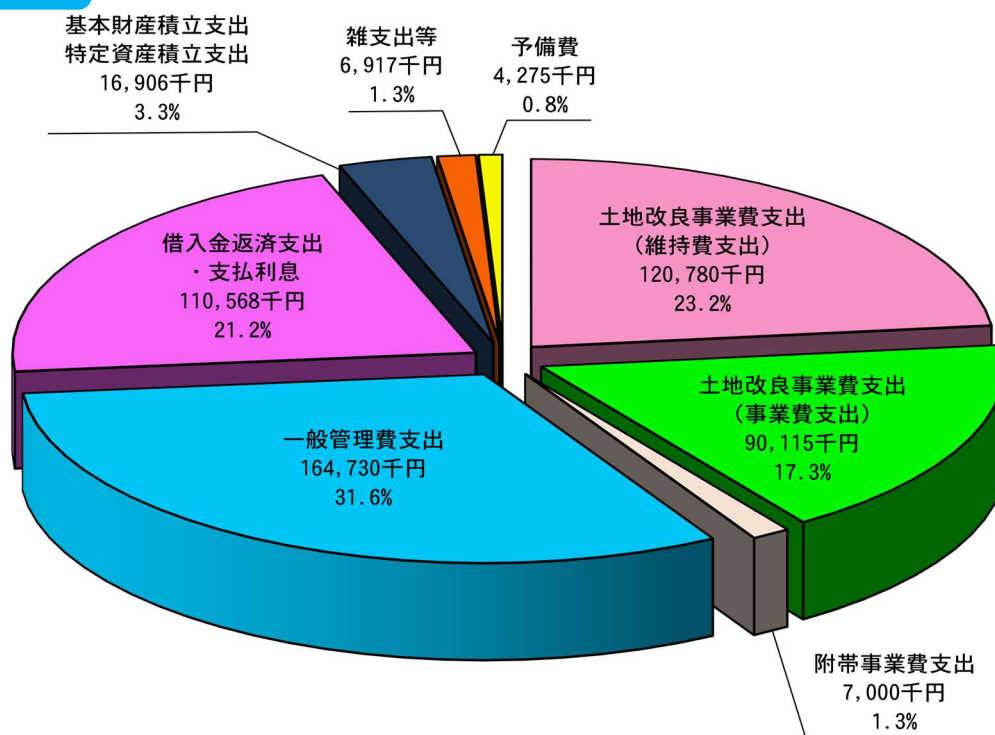
令和8年度 収入支出予算

— 予算総額 521,291千円 —

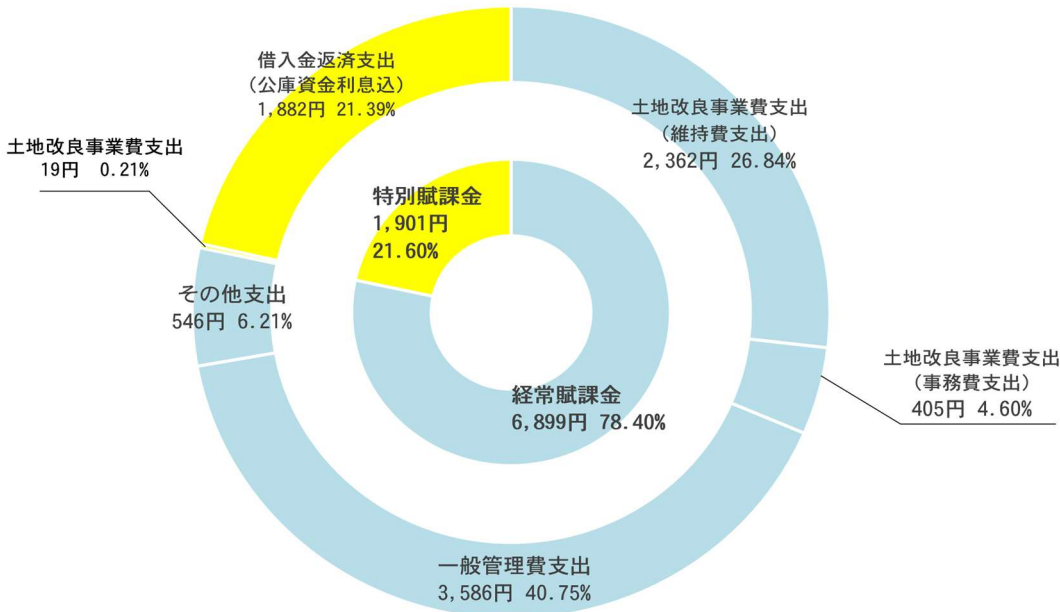
収入



支出



令和 8 年度一般賦課金（8,800円/10a）の内訳



令和 8 年度賦課金等の額、徴収時期及びその方法

1. 一般賦課金

地区名	10a当り賦課金額			基準日	徴 収 時 期
	第 1 期	第 2 期	計		
	円	円	円		
A 地区	5,500	3,300	8,800	R8.6.1	第 1 期 R8. 6.22～R8. 7.21
D 地区	550	330	880		第 2 期 R8.10.22～R8.11.20
畑地区	3,600	2,300	5,900		
地区区分	A：田であるもの D：水利使用の形態が、沢がかりのもの				

3. 使用料

地区名	10a当り使用料			基準日	徴収時期
	第1期	第2期	計		
	円	円	円		
全地区	5,500	3,300	8,800	R8.6.1	一般賦課金 (A・D地区)に同じ

2. 特別賦課金

地区名	期別	10a当り 賦課金額	基準日	徴収時期
		円		
道営・団体営 事業実施地区	全期	事業費割	R8.10.1	R8.10.22~R8.11.20

4. 加 入 金

地区名	期別	10a当り加入金	徴収方法	徴収時期
		円		
全地区	全期	10,000	2年割賦	各年度の第2期賦課金に同じ

徴収方法

- 本土地改良区において直接徴収を行う。
- 北いぶき農業協同組合及びきたそらち農業協同組合との委託契約に基づき徴収を行う。

令和 8 年度農地転用等に伴う地区除外等決済金の
基準額、徴収時期及びその方法

決済金算出基準表

地区名	長期借入金		国営負担金 ③	維持管理費 ④	決済金 ①+②+③+④
	償還金①	分担金②			
A地区 D地区	21,709	19	1,641	143,129	166,498
道営・団体営 事業実施地区	事業費割 ※各地区に該当地区（A・D）の金額を加える				

単位：円/10a当

徴収時期・方法

- 徴収時期
- 賦課金等通知書通知日から（納期限は賦課金等通知書に記載。ただし、土地改良区決済金等支援に係るものにあつては、納入期限は適用しない。）
- 徴収方法
- 本土地改良区において直接徴収を行う。
 - 北いぶき農業協同組合及びきたそらち農業協同組合との委託契約に基づき徴収を行う。

令和 8 年度一般賦課金について

一般賦課金につきましては、令和2年度に800円の増額をお願いし、令和7年度までの6年間は反当7,300円で運営をして参りましたが、その間ロシアによるウクライナ侵攻、円安の進行、コロナ禍からの経済再開・回復に伴う生産コストの増加など様々な要因から物価上昇を招いており、土地改良区運営を圧迫している状況にあります。特にエネルギー価格の上昇による電力費の増加に加え、人件費、原材料価格の高騰に伴う工事価格の上昇が主な要因となっております。この現状を踏まえ、令和8年度以降の運営費を試算したところ、反当1,200円前後の不足が生じる結果となり、令和7年7月11日開催の臨時総代会にて経過を説明、その後の理事会にて慎重に協議を重ね今後実施される土地改良事業負担金の償還も考慮した結果、本年3月6日開催の通常総代会において反当1,500円増額の8,800円でご承認をいただきました。組合員の皆様には何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

一般賦課金の推移（10a当たり）

年 度	期間	一般賦課金	年 度	期間	一般賦課金	年 度	期間	一般賦課金
昭和51年	1年	5,500円	昭和57年～ 昭和59年	3年	6,300円	平成26年～ 令和元年	6年	6,500円
昭和52年	1年	6,000円	昭和60年～ 平成17年	21年	6,500円	令和2年～ 令和7年	6年	7,300円
昭和53年～ 昭和56年	4年	6,100円	平成18年～ 平成25年	8年	6,000円	令和8年～		8,800円

総代選挙の執行について

秩父別土地改良区では総代の任期満了（令和8年8月30日満了）に伴う総代選挙を行います。選挙区、定数、立候補の届出等、次頁の「秩父別土地改良区総代任期満了に伴う選挙について」をご確認ください。

今回の改選より総代の定数が35名から30名へ変更となります。

また、投票会場につきましては土地改良区にて執行いたしますのでご承知お願います。

役員の改選について

令和8年7月31日をもって、秩父別土地改良区第21期役員の任期が満了を迎えます。

3月6日開催の通常総代会において、役員定数の見直しが決定し、現在10名（理事7名、監事3名）のところ今回の改選より9名（理事7名（うち員外の女性理事1名）、監事2名）となります。

員外の女性理事につきましては、令和2年10月に北海道が定めた第5次男女共同参画基本計画の見直しをきっかけに、「北海道の土地改良区等の理事に占める女性の割合」について、10%以上という目標を掲げました。

改良区では、次期役員の選任に向けて各地区の総代から選出された役員選任推薦委員（10名）による検討会を4回行い、員外の女性理事を含めた9名の役員選考が順調に進み、6月19日の役員選任推薦会議にて理事長へ答申を提出いたしました。

7月の臨時総代会の議決を経て次期役員が決定する運びとなります。

秩父別土地改良区総代任期満了に伴う選挙について

当区の総代は、本年8月30日をもって任期満了となります。

選挙は秩父別土地改良区において執行し、以下の要領で総代選挙を実施いたしますので、ご承知ください。

1 選挙区（区域）と総代の定数（30名）

選挙区	選挙区区域	総代定数
第1選挙区	第1管理区（旧 東・協栄・日の出）の区域	9人
第2選挙区	第2管理区（旧 北部・新盛・南・西栄）の区域	11人
第3選挙区	第3管理区（旧 新千代・中央・小藤）の区域	10人

2 立候補の届出

- 候補者になろうとする人は、秩父別土地改良区備え付けの届出書に住所、氏名、生年月日を記載し、**印鑑を持参して、住民票抄本（法人は登記簿謄本）添付**のうえ届出ください。
- 候補者を推薦により届ける場合は、組合員2人以上が本人の承諾を得て、書面をもって届出ください。
- 届出の期間は、**令和8年7月27日・28日**の午前8時30分から午後4時30分までの間に秩父別土地改良区まで届け出てください。

3 選挙権及び被選挙権

- 選挙権は、選挙区毎に土地改良区選挙人名簿に登録されている組合員1人1票。
- 被選挙権は、年齢20歳以上の組合員で、土地改良区選挙人名簿に登録されているもの（拘禁以上の刑に処せられた者でその執行が終わるまでの者を除く）

4 投票

- 投票の期日は、**令和8年8月4日、午前7時から午後5時**までです。
- 投票の場所は、第1、第2、第3選挙区とも秩父別土地改良区です。
- 投票は選挙人自ら、候補者の氏名を一人記入してください。
- 令和8年7月28日までに、当該選挙区における総代の候補者の数が、その選挙において選挙すべき総代の定数をこえないとき、又はこえなくなったときは、投票を行いません。

5 開票

- 開票は、**令和8年8月4日**、午後6時から秩父別土地改良区大会議室において行います。

6 当選人の決定

- 当選人は、有効投票の最多数を得た人をもって当選人とします。ただし、当該選挙区の総代の定数をもって、有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票がなければなりません。
- 当選人の得票数が同じであるときは、選挙管理者が「くじ」で定めます。

7 総代の任期

- 総代の任期は4年とする。ただし補欠総代は前任者の残任期間とします。

新 管 理 区 設 立 ！

昨年度より協議を進めていた管理区再編について理事会、管理区検討会議及び準備委員会にて慎重に審議を続け、今年の3月から発足されました。

新管理区の発足に伴い、1月中旬から2月上旬にかけて旧管理区の解散総会が行われ、その後、新管理区の設立総会を開催いたしました。

管理区長の皆様及び準備委員会の皆様のご尽力により管理区再編ができましたことに対し、感謝申し上げます。

また、新管理区長に第1管理区から斎藤隆彦氏、第2管理区から川上徳嗣氏、第3管理区からは鈴木光弘氏が就任いたしました。



新管理区設立総会 開催日

写真左上：2月20日 第1管理区

写真左下：2月19日 第2管理区

写真右上：2月 9日 第3管理区

新管理区名	設立日	管理区長	組合員数	面積	旧管理区名	解散日
第1管理区	令和8年2月20日	斎藤 隆彦	54人	1,124.5ha	日の出	令和8年1月16日
					東	令和8年1月23日
					協 栄	令和8年1月15日
第2管理区	令和8年2月19日	川上 徳嗣	69人	1,624.5ha	北 部	令和8年1月21日
					新 盛	令和8年2月4日
					南	令和8年1月19日
第3管理区	令和8年2月9日	鈴木 光弘	59人	1,194.6ha	西 栄	令和8年2月5日
					新千代	令和8年1月19日
					中 央	令和8年1月26日
					小 藤	令和8年1月20日

管理区長任期：令和8年3月～令和10年2月

境谷理事長北海道産業貢献賞受賞！

令和8年2月16日、京王プラザホテル札幌において北海道産業貢献賞の受賞式が開催され、境谷博之理事長が土地改良事業功労者として受賞の栄に浴されました。

この表彰は多年にわたり北海道農業の発展に多大な貢献をされ、その中でも顕著な功績を収めた方に贈呈される賞です。

境谷理事長は、平成22年以来秩父別土地改良区理事、副理事長を経て平成30年から現在まで理事長を務め、土地改良事業では国営・道営・団体営事業を積極的に採択し、秩父別土地改良区の発展に貢献しました。

また、令和4年から7年までの3年間全国国営総合農地防災・直轄地すべり対策事業促進協議会の会長を務め、農林水産省等への要請活動を行い、協議会へ多様な発展に貢献されました。



加納孝之副知事から表彰状が受賞された
境谷理事長

境谷博之理事長 略歴

昭和28年6月28日生まれ

平成22年8月 理事就任(4年間)

平成26年8月 副理事長就任(4年間)

平成30年8月 理事長就任(現在2期目)

役員歴15年10カ月 ※

◎関係団体

平成26年7月～平成29年7月

秩父別町農業委員会(3年間)

平成30年8月～現在

国営総合農地防災事業雨竜川下流地区促進期成
会会長(7年10カ月) ※

令和4年5月～令和7年5月

全国国営総合農地防災・直轄地すべり対策事業促
進協議会会長(3年間)

※令和8年6月現在

土地改良事業功労表彰受賞式

令和8年3月24日、ホテルポールスター札幌において開催された土地連通常総会に併せて第64回土地改良事業功労表彰が執り行われました。

本表彰において、境谷博之理事長が多年にわたり土地改良事業の振興と発展にご尽力された功績により、土地改良事業特別功労賞を受賞されました。

また、土地改良事業功労者として、藤原賀津雄副理事長・有馬勇上席理事・熊谷勝会計担当理事の3名が受賞し、優良職員として高柳郊士課長補佐・前川英毅主幹・速見太一主幹の3名が受賞されました。

これらの賞は12年以上にわたり改良区運営に携わり、土地改良事業の発展に寄与された役員及び、20年以上精励し模範となる職員が対象となります。

土地改良事業特別功労表彰者

役職名	氏名	就任年月日	勤続満年数
理事長	境谷 博之	H22.8.1	16年

受賞された皆様には心より
お祝い申し上げます。

土地改良事業功労表彰者

役職名	氏名	就任年月日	勤続満年数
副理事長	藤原 賀津雄	H26.8.1	12年
上席理事	有馬 勇	H26.8.1	12年
会計担当理事	熊谷 勝	H26.8.1	12年

優良職員表彰者

役職名	氏名	採用年月日	勤続満年数
維持管理課長補佐	高柳 郊士	H14.4.1	24年
土地改良課主幹	前川 英毅	H16.4.1	22年
総務課主幹	速見 太一	H17.4.1	21年

道営千秋第2地区 期成会解散総会・竣工記念式

令和8年3月9日、妹背牛温泉ペペルにて道営農地整備事業千秋第2地区の期成会解散総会及び竣工記念式が開催されました。

当日は北部耕地出張所の小山内係長、澤田主任、妹背牛町滝本町長、秩父別町大山課長、北いぶき農業協同組合黒田代表理事組合長を招き、10年間にわたる事業の完了をお祝いしました。

平成27年に発足した期成会は、当区役員の熊谷勝氏が期成会長を務め、平成28年度より一期地区、翌年29年度より二期地区を着工しました。令和6年に完了予定でしたが1年の延期を経て当事業は無事完了しました。



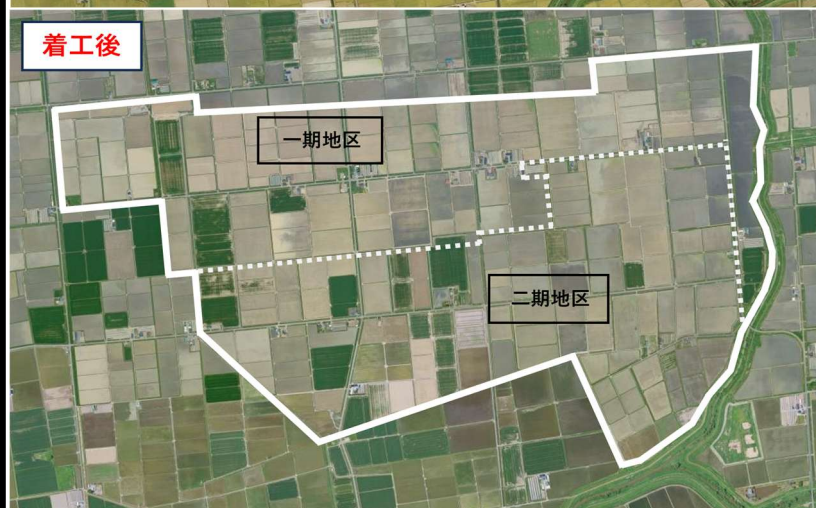
境谷理事長(写真右)より熊谷期成会長(写真左)へ感謝状が贈呈されました。



竣工記念式の様子

千秋第2 一期・二期地区 総事業量

	一期地区	二期地区	計
用水施設(m)	5,361	4,041	9,402
排水施設(m)	4,047	5,195	9,242
	137.5	156.7	294.2
区画整理	整地工(ha)	62.1	108.6
	暗渠(ha)	136.0	151.3
	客土(ha)	113.3	139.5
	用水(m)	-	2,485
	排水(m)	-	717
	耕作道(m)	-	805



航空写真
完成前・完成後

事業に携わった関係市町村、関係団体のみなさま及び関係受益者のみなさまに厚く感謝申し上げます。

土地改良区からのお知らせ

○組合員の資格得喪通知について

組合員の皆様で、次のような事由が生じましたら、ご面倒でも印鑑をご持参のうえ、土地改良区に届け出をお願いいたします。他の関係機関の手続きで自動的に土地改良区も変更することはありません。

- ◎農地の移動（売買、賃貸借、交換等）
- ◎住所、電話、FAX番号の変更
- ◎経営移譲（農業者年金受給等による）
- ◎資格贈与・死亡による名義変更
- ◎公共用地買収、宅地化等による転用
- ◎農家経営を法人化される方（定款（写）の提出もお願いします）

○農地転用決済金について

地区内にある農地を他の目的に転用又は買収された場合は、土地改良区に農地転用等の通知を提出すると共に、地区除外決済金を納入しなければなりません。

※土地改良区は地区内農地への賦課金で管理運営を行っています。しかし、農地を転用した場合、残った農地で全地区負担事業償還残金等を負担しなければなりません。そこで負担の公平を図るため、土地改良法により農地転用した場合は、決済金を納めていただくことになっています。

○土地改良施設への油流出事故に気を付けましょう！

一昨年、当区が管理する施設に油流出事故が発生し一部河川への流出が確認されました。農作物等への被害は無かったものの、このような事故は環境汚染ばかりではなく、その回収が大変困難で多額の費用または生態系に悪影響を与えてしまうことになります。

○土地改良施設にものを置かないように

土地改良区の所管する管理用道路等の用地は公共の土地となります。農機具等個人の所有物を長期にわたって用地に放置することは、維持管理に支障をきたすのでものを置かないようお願いいたします。

○用水路に絶対ゴミを捨てないように

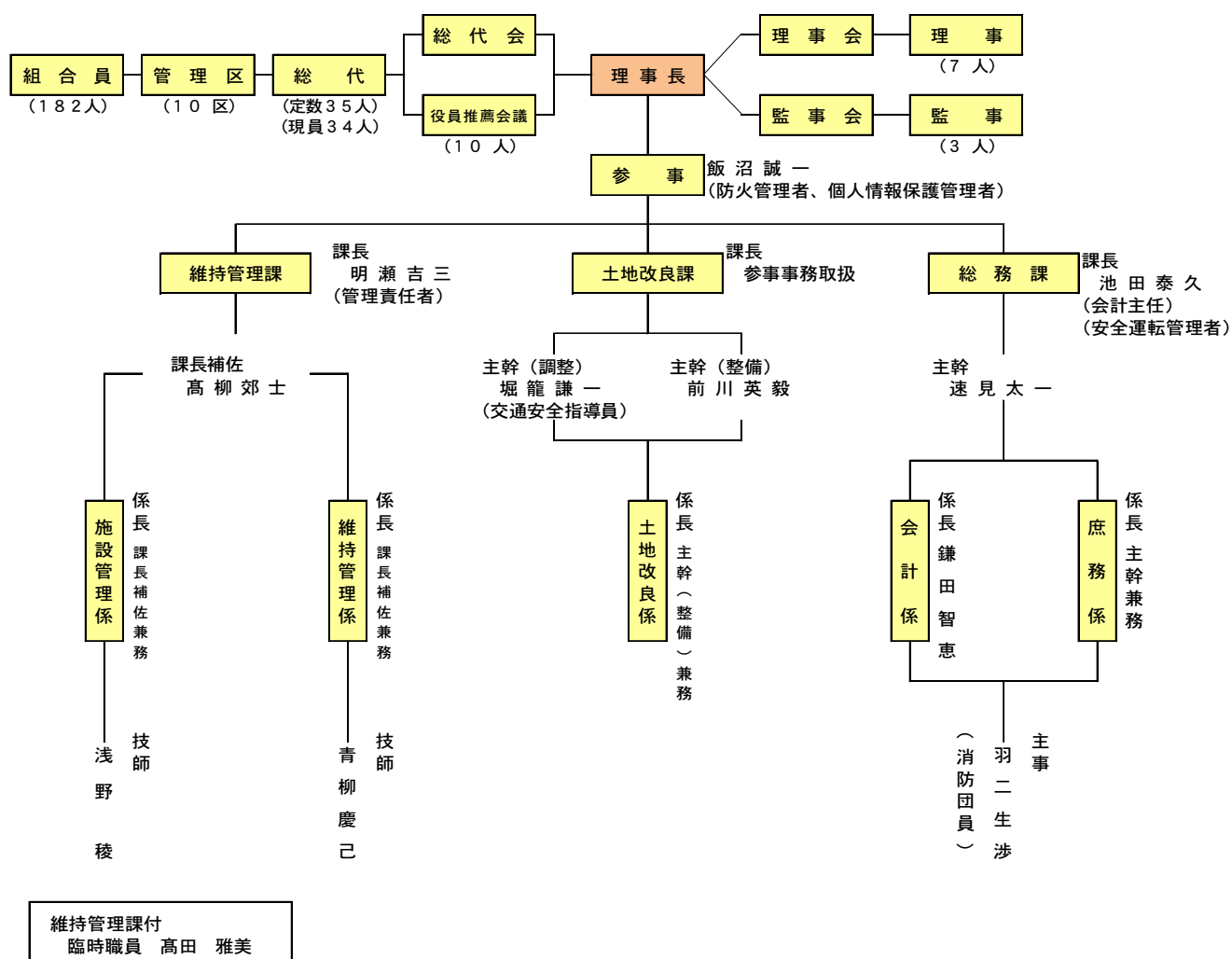
雑草や日用品で不用になったもの、動物の死骸等々、大量にしかも人為的に投げ込まれております。このため、ゴミ揚げ作業に大変苦勞しており、ゴミ詰まりが原因と見られる溢水や給水栓のゴミ詰まりなどの被害が発生しております。また施設用地に古タイヤ等が捨ててあると土地改良区がその処分費を負担しなくはいけません。

ゴミなどは絶対捨てないようにお願いいたします。

○土地改良区施設を大切にしましょう

近年、農作業機械・運搬車両の大型化が進んでいますが、用水路管理用道路又は農道を走行する際には、パイプライン・横断管等が埋設されている箇所もありますので、十分注意をして通行されるよう、お願いいたします。

事務機構図



職員人事異動

▽退職

維持管理課 施設管理係 技師

北垣雄人

(令和8年3月31日付)

本年も5月1日よりかんがい事業が始まりました。土地改良区では水路及び排水路の転落事故防止に向けて、水路事故防止巡回車での呼び掛け及び町内の学校や民間施設へ啓発ポスターの掲示を行います。

お子様が小さい方は、近づくお水は、お水の注意喚起をお願いします。

